

## 採血方法（「献血」又は「非献血」）

**「献血」**：以下の3つの条件をすべて満たしている場合に、「献血」と表示されます。  
**「非献血」**：それ以外の場合は、すべて「非献血」と表示されます。

### 「献血」と「非献血」の区別の方法とは？

- ① 採血国の政府が、「自発的な無償供血」を定義していること
- ② その定義が、1991年国際赤十字・赤新月社連盟第8回総会決議と同じ趣旨であること
- ③ 当該国の「自発的な無償供血」の定義に沿って採血されたことが確認できること

### 自発的な無償供血とは？

自発的な無償供血とは、供血者が血液、血漿、その他の血液成分を自らの意思で提供し、かつそれに対して、金銭または金銭の代替と見なされる物の支払いを受けないことをいう。この支払いには休暇も含まれるが、供血及び移動のために合理的に必要なとされる休暇は含まれない。少額の物品、軽い飲食物や交通に要した実費の支払いは、自発的な無償供血と矛盾しない。（1991年国際赤十字・赤新月社連盟第8回総会決議）

献血の考え方は、それぞれの国の歴史、社会、文化などを背景としているため、国により異なります。それぞれの国において、どのような採血方法を献血と考えているのかという、その国の考え方を尊重して、「献血」又は「非献血」の表示を行うこととしています。

このように、「献血」又は「非献血」の表示は、採血方法を示すものであって、血液製剤の安全性の優劣を示すものではありません。日本国内で流通している血液製剤は、すべて厚生労働省が安全性、有効性及び品質について科学的に審査し、医薬品として承認しているものです。

## 各国の採血方法とは？

現在、日本国内で流通している血液製剤は、すべて厚生労働省が安全性、有効性及び品質について科学的に審査し、医薬品として承認しているものです。

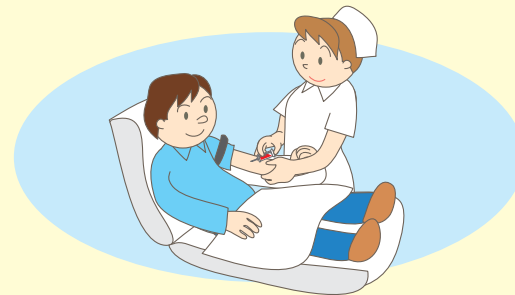
各国は、供血者の選別方法などについて独自の基準を設け、血液製剤の安全性の向上に努めています。

### 日本

- 輸血用の血液製剤の原料となる血液及び血漿分画製剤の原料となる血漿は、日本赤十字社の採血所（献血ルーム等）で採取されています。供血者には、記念品の少額の物品、水分・栄養補給のための軽い飲食物、往復の交通費等が提供されることがあります。
- 1991年国際赤十字・赤新月社連盟第8回総会決議の趣旨にそった「自発的な無償供血」の定義があります。

### 米国

- 輸血用の血液製剤の原料となる血液は、米国赤十字社又は民間血液センターの採血所で採取されています。供血者には、少額の物品や軽い飲食物が提供されています。
- 血漿分画製剤の原料となる血漿は、民間のプラズマセンター(\*)で採取されています。定期的に血漿を提供する者が登録され、登録された供血者から血漿が採取されています。供血者には、プラズマセンターによりますが、少額の物品や20～30ドル（約2300円～3500円）程度の金銭が提供されています。なお、米国赤十字社で採取された血液が、血漿分画製剤の原料として用いられる場合もあります。
- 「自発的な無償供血」については、輸血用の血液製剤の原料となる血液には定義がありますが、血漿分画製剤の原料となる血漿には明確な定義はありません。



### ドイツ

- 輸血用の血液製剤の原料となる血液は、ドイツ赤十字社の採血所で採取されています。供血者には、少額の物品や軽い飲食物が提供されています。
- 血漿分画製剤の原料となる血漿は、民間のプラズマセンターで採取されています。定期的に血漿を提供する者が登録され、登録された供血者から血漿が採取されています。供血者には、25ユーロ（約3500円）までの金銭の提供が、補償として法令上認められており、少額の物品や軽い飲食物とともに、同額程度の金銭が提供されています。なお、ドイツ赤十字社で採取された血液が、血漿分画製剤の原料として用いられる場合もあります。
- 1991年国際赤十字・赤新月社連盟第8回総会決議の趣旨にそった「自発的な無償供血」の定義があります。

### オーストリア

- 輸血用の血液製剤の原料となる血液は、オーストリア赤十字社の採血所で採取されています。供血者には、成分採血の場合は、20ユーロ（約2800円）程度までの金銭の提供が補償として認められており、少額の物品や軽い飲食物とともに、同額程度の金銭が提供されることがあります。
- 血漿分画製剤の原料となる血漿は、民間のプラズマセンター又はオーストリア赤十字社で採取されています。プラズマセンターでは、定期的に血漿と提供する者が登録され、登録された供血者から血漿が採取されています。供血者には、20ユーロ程度までの金銭の提供が、補償として認められており、少額の物品や軽い飲食物とともに、同額程度の金銭が提供されることがあります。
- 1991年国際赤十字・赤新月社連盟第8回総会決議の趣旨にそった「自発的な無償供血」の定義があります。

### スウェーデン

- 輸血用の血液製剤の原料となる血液は、公立病院の血液センターで採取されています。供血者には、少額の物品や軽い飲食物とともに、30クローナ（約440円）の金銭が提供されています。
- 血漿分画製剤の原料となる血漿は、公立病院の血液センター又は民間のプラズマセンターで採取されています。供血者には、少額の物品や軽い飲食物とともに、60クローナ（約880円）程度の金銭又は同等の物品が提供されています。
- 「自発的な無償供血」について明確な定義はありません。

注：2002年9～10月に実施した現地調査を参考に、各国の一般的な状況を示したものであり、例外もあります。

(\*)：「民間のプラズマセンター」とは、血液凝固第Ⅷ因子製剤、免疫グロブリン製剤、アルブミン製剤などの血漿分画製剤の原料となる血漿を採取する施設です。